

## 医療的ケア児通学支援事業要項

### (目的)

第1条 本事業は、群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱の趣旨に則り、喀痰吸引等特定行為を必要とする児童生徒の通学に係る支援を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 本要項において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

#### 一 教育委員会

群馬県教育委員会をいう。

#### 二 訪問看護等事業者

訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等、児童生徒の医療的ケアに対応できる看護師が所属する事業者をいう。

#### 三 看護師

対象児童生徒の医療的ケアを実施できる訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業所等の看護師をいう。

#### 四 福祉タクシー等事業者

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業）について、同法に基づき国土交通大臣の許可を受けた事業者、又は自家用有償旅客運送（福祉有償運送）について、同様に許可を受けた事業者をいう。

#### 五 学校

群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱に基づき教育委員会が医療的ケア支援事業対象校として指定する学校のうち、県立特別支援学校をいう。

#### 六 医療的ケア

たんの吸引（口鼻腔吸引、気管カニューレ内吸引等）、経管栄養（胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管による経管栄養等）、吸入などの日常的応急処置であって、第1条の喀痰吸引等特定行為のうち、教育委員会又は肢体不自由児施設等関係機関（以下、「実施施設」という。）が看護師による処置が適当と認めたものであり、学校生活において日常的に実施されている医療的ケアの範囲を超えないものをいう。

#### 七 医療的ケア児

学校に在籍する児童生徒のうち、群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱に基づき看護師派遣が適当と認められた者をいう。

#### 八 自宅等

医療的ケア児の居宅又はその他これに準ずる場所であって、教育委員会がこれと同等と認めるものをいう。

## 九 車両

登下校のために福祉タクシー等事業者が用意し、管理する車両をいう。

### (対象者)

第3条 本事業の対象となる医療的ケア児（以下、「対象者」という。）は次の各号のすべてに該当する者とする。

- 一 継続的に登校できており、学校での生活において日常的に安全な医療的ケアが実施できている者。
- 二 通学中に医療的ケアが必要で、スクールバスでは対応が困難な者。
- 三 安全面等の課題が確認されたとき、本事業による通学を休止又は中止することに同意している者。
- 四 本事業による通学を希望し、保護者が同意している者。

### (実施方法)

第4条 対象者のうち学校が認めた者は、福祉タクシー等事業者の車両を使用して通学するものとする。

- 2 看護師は、車両に同乗し、対象者に対して、通学中に必要な医療的ケア及び状態の観察等を行うものとする。
- 3 第1項に規定する対象者及び看護師を車両に乗せ、自宅等と学校との間を輸送することに係る契約は、対象者又は保護者と福祉タクシー等事業者との間で締結等を行う。
- 4 第2項に規定する看護師が車両に同乗し、医療的ケア及び状態の観察等を行うことに係る委託契約は、学校と訪問看護等事業者との間で締結する。

### (教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、医療的ケア児の学びの意欲を尊重するとともに、安全確保を最優先として、円滑かつ確実に本事業を実施するものとする。

### (学校の責務)

第6条 学校は、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者の遂行に協力し、教育委員会、医療的ケア児、その保護者、実施施設及び医療機関と円滑な連携を図り、次の役割を果たすものとする。

- 一 群馬県立学校医療的ケア支援事業実施要綱等を遵守し、医療的ケアの実施に係る必要な措置を講じること。
- 二 本事業に関する医療的ケア児及びその保護者の相談等に応じ、又は、適切に対応すること。
- 三 訪問看護等事業者又は医療的ケア児の保護者から提出された書類を適切に処

理すること。

四 対象者が本事業を利用した通学を開始するにあたり、対象者、その保護者、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者、実施施設、医療機関及びその他関係機関等と円滑な連携を図ること。

五 対象者の健康状態等に関して緊急対応が必要な場合等（以下「緊急時等」という。）には、対象者の保護者、教育委員会及び訪問看護等事業者等と連携し、迅速かつ適切な対応を行うこと。

#### （保護者の責務）

第7条 対象者の保護者は、学校、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者、実施施設、医療機関及びその他関係機関等と円滑な連携を図り、次に掲げる事項に同意し、協力するものとする。

一 対象者の健康状態を確認し、必要に応じて学校、訪問看護等事業者、福祉タクシー等事業者、実施施設、医療機関及びその他関係機関等へその状態を連絡すること。

二 本事業の範囲を超える業務の依頼を訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者に対して行わないこと。

三 対象者の車両への乗降が安全かつ確実に行われるよう、必要な協力をすること。

四 訪問看護等事業者又は学校が、対象者の健康状態等により、車両による通学を安全に行うことができないと判断したときは、必要に応じて、通学を見送る等の対応を行うこと。

五 車両による通学中、訪問看護等事業者又は学校と常時連絡が取れる状態を確保し、必要に応じて、所要の対応を行うこと。

六 緊急時等の対応が可能な医療機関を確保するとともに、その情報を学校、訪問看護等事業者及び福祉タクシー等事業者と共有し、緊急時等においてそれら関係機関から連絡があった場合には、直ちに当該医療機関及び学校に連絡すること。

七 学校へ申し出た内容に変更がある場合には、遅延なくその旨を申し出ること。

八 対象者が、第3条に該当しなくなった場合、本事業を利用した通学を休止すること。

九 医療的ケアに必要な医療器具や衛生物品は保護者が用意すること。

#### （訪問看護等事業者の責務）

第8条 訪問看護等事業者は、学校との委託契約に基づき誠実に業務を遂行するとともに、対象者、その保護者、学校、福祉タクシー等事業者、医療機関及びその他関係機関と円滑な連携を図るものとする。

2 学校の求めに応じ、医療的ケアの実施に係る必要な計画やマニュアル等を作成すること。

3 学校が求める本事業に係る会議等に参加すること。

(福祉タクシー等事業者の責務)

第9条 福祉タクシー等事業者は、対象者及びその保護者からの依頼に基づき誠実に業務を遂行するとともに、対象者、その保護者、学校、訪問看護等事業者、医療機関及びその他関係機関と円滑な連携を図るものとする。

2 対象者の車両乗車時、医療的ケア実施時及び緊急時等の対応に際し、訪問看護等事業者の本事業の遂行に協力すること。

3 学校が求める本事業に係る会議等に参加すること。

(補助金等)

第10条 福祉タクシー等事業者に支払う運賃相当額について、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）に定める就学奨励事業及びその他の予算補助により実施される特別支援教育就学奨励事業の補助を受けるにあたって、教育委員会、学校、対象者の保護者は、特別支援教育就学奨励事業の要綱等に従って必要な手続きを行うこと。

2 訪問看護等事業者の委託費用について、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の交付を受けるにあたって、教育委員会、学校は、教育支援体制整備事業費補助金の要綱等に従って必要な手続きを行うこと。

(予算の範囲)

第11条 本事業は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(その他)

第12条 本要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本要項は、令和7年11月7日から施行する。